

令和3年 第5回 飯塚市議会定例会 議案

議案番号	件 名	摘要	ページ
7 3	令和3年度 飯塚市一般会計補正予算(第5号)		
7 4	令和3年度 飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第1号)		
7 5	飯塚市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例		5
7 6	飯塚市個人情報保護条例及び飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例		7
7 7	飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例		1 1
7 8	飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例及び飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例		1 4
7 9	飯塚市交流センター条例の一部を改正する条例		1 6
8 0	飯塚市ふれあい交流センター条例の一部を改正する条例		1 9
8 1	飯塚市工場等誘致条例の一部を改正する条例		2 1
8 2	飯塚市職員退職年金及び退職一時金等に関する条例等を廃止する条例		2 3
8 3	契約の締結(幸袋交流センター建設工事)		2 4
8 4	土地の処分(地方卸売市場跡地)		3 5
8 5	飯塚市過疎地域持続的発展計画を定めること		3 8
8 6	指定管理者の指定(飯塚市穂波福祉総合センター)		3 9
8 7	指定管理者の指定(飯塚市文化会館)		4 3

議案番号	件名	摘要	ページ
88	市道路線の認定		47
89	固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること		
90	人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること		
91	人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること		
92	人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること		
認定 第1号	令和2年度 飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定		53
認定 第2号	令和2年度 飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定		54
認定 第3号	令和2年度 飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定		55
認定 第4号	令和2年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定		56
認定 第5号	令和2年度 飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定		57
認定 第6号	令和2年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定		58
認定 第7号	令和2年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定		59
認定 第8号	令和2年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定		60
認定 第9号	令和2年度 飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定		61
認定 第10号	令和2年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定		62

議案番号	件名	摘要	ページ
認定 第11号	令和2年度 飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定		63
認定 第12号	令和2年度 飯塚市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定		64
認定 第13号	令和2年度 飯塚市水道事業会計決算の認定		65
認定 第14号	令和2年度 飯塚市工業用水道事業会計決算の認定		66
認定 第15号	令和2年度 飯塚市下水道事業会計決算の認定		67
認定 第16号	令和2年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定		68
報告 第13号	専決処分の報告(市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)		69
報告 第14号	専決処分の報告(交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)		71
報告 第15号	専決処分の報告(市民公園転倒事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)		73
報告 第16号	専決処分の報告(市営住宅の管理上必要な訴えの提起)		75
報告 第17号	専決処分の報告(市営住宅の管理上必要な和解の申立て)		76
報告 第18号	継続費精算報告書の報告(令和2年度飯塚市一般会計)		77
報告 第19号	継続費精算報告書の報告(令和2年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計)		79
報告 第20号	令和2年度 健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告		81

飯塚市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例

飯塚市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年9月2日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

二瀬出張所の移転に伴い関係規定を整備するため、本案を提出するものである。

飯塚市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例

飯塚市支所及び出張所設置条例(平成18年飯塚市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「川津675番地1」を「横田809番地」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
(飯塚市公告式条例の一部改正)
- 2 飯塚市公告式条例(平成18年飯塚市条例第3号)の一部を次のように改正する。
別表中「川津675番地1」を「横田809番地」に改める。

飯塚市支所及び出張所設置条例 資料(新旧対照表)

新			旧		
(名称、位置及び所管区域) 第2条 支所及び出張所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。			(名称、位置及び所管区域) 第2条 支所及び出張所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
飯塚市二瀬出張所	飯塚市横田809番地	横田、相田、伊岐須、伊川、川津	飯塚市二瀬出張所	飯塚市川津675番地1	横田、相田、伊岐須、伊川、川津
飯塚市公告式条例(附則第2項関係) 別表(第2条関係)			飯塚市公告式条例(附則第2項関係) 別表(第2条関係)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
飯塚市二瀬出張所	飯塚市横田809番地		飯塚市二瀬出張所	飯塚市川津675番地1	
附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。 (飯塚市公告式条例の一部改正) 2 飯塚市公告式条例(平成18年飯塚市条例第3号)の一部を次のように改正する。 (略)					

飯塚市個人情報保護条例及び飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市個人情報保護条例及び飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年9月2日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、関係規定を整備するため、本案を提出するものである。

飯塚市個人情報保護条例及び飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

(飯塚市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 飯塚市個人情報保護条例(平成18年飯塚市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第22条の2第3号中「第2項」の次に「(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)」を加える。

第22条の7中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に改める。

第22条の8第1号中「第28条」を「第29条」に改める。

(飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第2条 飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年飯塚市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第1項中「第19条第9号」を「第19条第11号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

飯塚市個人情報保護条例及び飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 資料(新旧対照表)

新	旧
<p>○飯塚市個人情報保護条例(第1条関係) (用語の定義)</p> <p>第22条の2 この章及び第34条において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)に規定する記録に記録された特定個人情報(訂正決定に基づく訂正の実施をした場合における通知先)</p> <p>第22条の7 実施機関は、訂正決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、第22条第3項の規定にかかわらず、<u>内閣総理大臣及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)</u>に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>(削除の請求の事由等)</p> <p>第22条の8 特定個人情報にあっては、次の各号のいずれかに該当すると思料するときに、当該各号に定めるところにより、何人も、削除又は利用若しくは外部提供の中止の請求をすることができる。</p> <p>(1) 次のアからオまでのいずれかの場合 当該特定個人情報の削除又は利用の中止 ア～エ (略) オ 番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>○飯塚市個人情報保護条例(第1条関係) (用語の定義)</p> <p>第22条の2 この章及び第34条において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報 (訂正決定に基づく訂正の実施をした場合における通知先)</p> <p>第22条の7 実施機関は、訂正決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、第22条第3項の規定にかかわらず、<u>総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)</u>に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>(削除の請求の事由等)</p> <p>第22条の8 特定個人情報にあっては、次の各号のいずれかに該当すると思料するときに、当該各号に定めるところにより、何人も、削除又は利用若しくは外部提供の中止の請求をすることができる。</p> <p>(1) 次のアからオまでのいずれかの場合 当該特定個人情報の削除又は利用の中止 ア～エ (略) オ 番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>
<p>○飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(第2条関係) (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第11号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p>	<p>○飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(第2条関係) (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p>

第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3情報照会機関の欄に掲げる機関が、同表情報提供機関の欄に掲げる機関に対し、同表事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な同表特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表情報提供機関の欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第5条 法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3情報照会機関の欄に掲げる機関が、同表情報提供機関の欄に掲げる機関に対し、同表事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な同表特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表情報提供機関の欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 (略)

飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例

飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年9月2日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

施設の老朽化により、飯塚市穂波武道館を廃止するため、本案を提出するものである。

飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例

飯塚市体育施設条例(平成23年飯塚市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第2条の表飯塚市穂波武道館の項を削る。

別表第1飯塚市穂波武道館の項を削る。

別表第2飯塚市穂波武道館の項を削る。

別表第4の5の表を削り、別表第4の6の表を別表第4の5の表とする。

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。

飯塚市体育施設条例 資料(新旧対照表)

新		旧	
(名称及び位置) 第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
(略)	(略)	(略)	(略)
飯塚市椿運動広場	飯塚市椿523番地1	飯塚市椿運動広場	飯塚市椿523番地1
(略)	(略)	飯塚市穂波武道館	飯塚市平恒115番地52
(略)	(略)	(略)	(略)
別表第1(第4条関係) 体育施設の利用時間		別表第1(第4条関係) 体育施設の利用時間	
体育施設の名称	利用時間	体育施設の名称	利用時間
(略)	午前6時から午後8時まで	(略)	午前6時から午後8時まで
飯塚市椿運動広場		飯塚市椿運動広場	
(略)	(略)	飯塚市穂波武道館	午前9時から午後10時まで
(略)	(略)	(略)	(略)
別表第2(第4条関係) 体育施設の休業日		別表第2(第4条関係) 体育施設の休業日	
体育施設の名称	休業日	体育施設の名称	休業日
(略)	12月29日から翌年の1月3日までの日	(略)	12月29日から翌年の1月3日までの日
飯塚市椿運動広場		飯塚市椿運動広場	
(略)		飯塚市穂波武道館	
(略)		(略)	
別表第4(第11条関係) 体育施設の使用料(指定管理施設を除く。)		別表第4(第11条関係) 体育施設の使用料(指定管理施設を除く。)	
1～4 (略)		1～4 (略)	
		5 武道館	
施設名	区分	使用料	
飯塚市穂波武道館 (柔道場、剣道場)	専用利用	1時間につき200円	
	1/2面利用	一般	1時間につき100円
		高校生以下	1時間につき50円
	個人利用	一般	2時間につき100円
		高校生以下	2時間につき50円
	備考 使用料は、消費税及び地方消費税を含む。		

5 艇庫
(略)

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。

6 艇庫
(略)

飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例及び飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例

飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例及び飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年9月2日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

筑穂保育所の老朽化による新築移転に伴う規定の整備及びこれに伴う筑穂子育て支援センターの移転に係る規定を整備するため、本案を提出するものである。

飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例及び飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例

(飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例の一部改正)

第1条 飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例(平成26年飯塚市条例第33号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「飯塚市長尾885番地1」を「飯塚市筑穂元吉645番地1」に改める。

(飯塚市子育て支援センター条例の一部改正)

第2条 飯塚市子育て支援センター条例(平成23年飯塚市条例第22号)の一部を次のように改正する。

別表中「飯塚市長尾885番地1」を「飯塚市長尾1242番地1」に改める。

附 則

この条例は、令和4年3月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、この条例の公布の日から起算して8月を超えない範囲において規則で定める日から施行する。

飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例及び飯塚市子育て支援センター条例 資料(新旧対照表)

新			旧		
飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例(第1条関係) 別表第1(第3条関係)			飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例(第1条関係) 別表第1(第3条関係)		
区分	名称	位置	区分	名称	位置
幼保連携型認定こども園	飯塚市立庄内こども園	飯塚市赤坂364番地	幼保連携型認定こども園	飯塚市立庄内こども園	飯塚市赤坂364番地
定こども園	飯塚市立穎田こども園	飯塚市勢田1010番地1	定こども園	飯塚市立穎田こども園	飯塚市勢田1010番地1
保育所	飯塚市立菰田保育所	飯塚市堀池15番地9	保育所	飯塚市立菰田保育所	飯塚市堀池15番地9
	飯塚市立楽市保育所	飯塚市楽市163番地		飯塚市立楽市保育所	飯塚市楽市163番地
	飯塚市立平恒保育所	飯塚市平恒278番地2		飯塚市立平恒保育所	飯塚市平恒278番地2
	飯塚市立筑穂保育所	飯塚市筑穂元吉645番地1		飯塚市立筑穂保育所	飯塚市長尾885番地1
飯塚市子育て支援センター条例(第2条関係) 別表(第2条関係)			飯塚市子育て支援センター条例(第2条関係) 別表(第2条関係)		
名称		位置	名称		位置
穂波子育て支援センター		飯塚市秋松408番地	穂波子育て支援センター		飯塚市秋松408番地
筑穂子育て支援センター		飯塚市長尾1242番地1	筑穂子育て支援センター		飯塚市長尾885番地1
庄内子育て支援センター		飯塚市綱分791番地4	庄内子育て支援センター		飯塚市綱分791番地4
穎田子育て支援センター		飯塚市鹿毛馬2328番地2	穎田子育て支援センター		飯塚市鹿毛馬2328番地2
街なか子育てひろば		飯塚市本町11番10号	街なか子育てひろば		飯塚市本町11番10号
<p>附 則</p> <p>この条例は、令和4年3月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、この条例の公布の日から起算して8月を超えない範囲において規則で定める日から施行する。</p>					

飯塚市交流センター条例の一部を改正する条例

飯塚市交流センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年9月2日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

交流センターの整備に伴い、関係規定を整備するため、本案を提出するものである。

飯塚市交流センター条例の一部を改正する条例

飯塚市交流センター条例(平成29年飯塚市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「川津675番地1」を「横田809番地」に改める。

別表の(1)を次のように改める。

(1) 飯塚市二瀬交流センター使用料

室名	面積	施設使用料(市内)		備考
第1研修室	90.00m ²	1時間につき	400円	市内以外のも のが使用する 場合は、10割増 とする。
第2研修室	90.00m ²	1時間につき	400円	
第3研修室	33.47m ²	1時間につき	200円	
第4研修室	43.11m ²	1時間につき	200円	
第5研修室	90.00m ²	1時間につき	400円	
第6研修室	90.00m ²	1時間につき	400円	
和室1号	17.65m ²	1時間につき	70円	
和室2号	17.65m ²	1時間につき	70円	

調理実習室	87.10m ²	1時間につき	640円
-------	---------------------	--------	------

備考

- 1 使用料は、消費税及び地方消費税を含む。
- 2 「市内」とは、本市に居住し、若しくは本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する者又は主たる活動拠点を有する団体をいう。
- 3 営利を目的として使用する場合は、10割増とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、令和3年10月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の飯塚市二瀬交流センターの利用に係る申請その他の行為は、この条例の施行の前においても行うことができる。

飯塚市交流センター条例 資料(新旧対照表)

新				旧			
(名称及び位置) 第2条 交流センターの名称及び位置は、次のとおりとする。				(名称及び位置) 第2条 交流センターの名称及び位置は、次のとおりとする。			
名称		位置		名称		位置	
飯塚市二瀬交流センター		飯塚市横田809番地		飯塚市二瀬交流センター		飯塚市川津675番地1	
(略)		(略)		(略)		(略)	
別表(第13条関係)				別表(第13条関係)			
(1) 飯塚市二瀬交流センター使用料				(1) 飯塚市二瀬交流センター使用料			
室名	面積	施設使用料(市内)	備考	室名	面積	施設使用料(市内)	備考
第1研修室	90.00m ²	1時間につき 400円	市内以外のもの が使用する場 合は、10割増とす る。	大研修室	180.00m ²	1時間につき 800円	市内以外のもの が使用する場 合は、10割増とす る。
第2研修室	90.00m ²	1時間につき 400円		第1研修室	30.00m ²	1時間につき 160円	
第3研修室	33.47m ²	1時間につき 200円		第2研修室	72.00m ²	1時間につき 310円	
第4研修室	43.11m ²	1時間につき 200円		和室	55.00m ²	1時間につき 220円	
第5研修室	90.00m ²	1時間につき 400円		図書室	46.00m ²	1時間につき 160円	
第6研修室	90.00m ²	1時間につき 400円		児童室	54.00m ²	1時間につき 310円	
和室1号	17.65m ²	1時間につき 70円		調理実習室	72.00m ²	1時間につき 470円	
和室2号	17.65m ²	1時間につき 70円					
調理実習室	87.10m ²	1時間につき 640円					
備考				備考			
1 使用料は、消費税及び地方消費税を含む。				1 使用料は、消費税及び地方消費税を含む。			
2 「市内」とは、本市に居住し、若しくは本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する者又は主たる活動拠点を有する団体をいう。				2 「市内」とは、本市に居住し、若しくは本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する者又は主たる活動拠点を有する団体をいう。			
3 営利を目的として使用する場合は、10割増とする。				3 営利を目的として使用する場合は、10割増とする。			
附 則							
(施行期日)							
1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、令和3年10月1日から施行する。							
(準備行為)							
2 この条例の施行の日以後の飯塚市二瀬交流センターの利用に係る申請その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。							

飯塚市ふれあい交流センター条例の一部を改正する条例

飯塚市ふれあい交流センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年9月2日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

飯塚市ふれあい交流センター内に、筑穂子育て支援センターを設置することに伴い、関係規定を整備するため、本案を提出するものである。

飯塚市ふれあい交流センター条例の一部を改正する条例

飯塚市ふれあい交流センター条例(平成25年飯塚市条例第34号)の一部を次のように改正する。

別表多目的室Aの項を削る。

附 則

この条例は、令和4年3月1日から施行する。

飯塚市ふれあい交流センター条例 資料(新旧対照表)

新				旧					
別表(第13条関係)				別表(第13条関係)					
室名	面積	施設使用料(市内)		備考	室名	面積	施設使用料(市内)		備考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
多目的室B	58.46m ²	1時間につき	330円		多目的室A	56.37m ²	1時間につき	320円	
(略)	(略)	(略)	(略)		多目的室B	58.46m ²	1時間につき	330円	
(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	
<p>附 則 この条例は、令和4年3月1日から施行する。</p>									

飯塚市工場等誘致条例の一部を改正する条例

飯塚市工場等誘致条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年9月2日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

令和3年4月に「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行され、
潁田地域が新たに過疎地域に指定されたことに伴い、飯塚市工場等誘致条例の適用
地区に潁田地域を追加するため、本案を提出するものである。

飯塚市工場等誘致条例の一部を改正する条例

飯塚市工場等誘致条例(平成18年飯塚市条例第183号)の一部を次のように改正す
る。

第3条中「筑穂町」の次に「及び潁田町」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

飯塚市工場等誘致条例 資料(新旧対照表)

新	旧
<p>(適用地区) 第3条 この条例を適用する地区は、飯塚市のうち平成18年3月25日における筑穂町及び<u>穎田町</u>の区域とする。 附 則 この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>(適用地区) 第3条 この条例を適用する地区は、飯塚市のうち平成18年3月25日における筑穂町の区域とする。</p>

飯塚市職員退職年金及び退職一時金等に関する条例等を廃止する条例

飯塚市職員退職年金及び退職一時金等に関する条例等を廃止する条例を次のように定める。

令和3年9月2日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

飯塚市職員退職年金及び退職一時金等に関する条例に基づく退職年金等の支給対象者が存在しなくなったことに伴い、退職年金等に係る関係条例を廃止するものである。

飯塚市職員退職年金及び退職一時金等に関する条例等を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 飯塚市職員退職年金及び退職一時金等に関する条例(昭和30年飯塚市条例第3号)
- (2) 昭和37年11月30日以前に給付事由の生じた退職年金等の年額の改定に関する条例(昭和41年飯塚市条例第4号)
- (3) 昭和37年11月30日以前に給付事由の生じた退職年金等の年額の改定に関する条例の平成元年4月分から同年7月分までの遺族年金に係る加算の年額の特例に関する条例(平成2年飯塚市条例第5号)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

契約の締結(幸袋交流センター建設工事)

幸袋交流センター建設工事について、次のように工事請負契約を締結するものとする。

令和3年9月2日提出

飯塚市長 片 峯 誠

- 1 工事名 幸袋交流センター建設工事
- 2 工事場所 飯塚市 目尾 地内
- 3 契約金額 336,251,300円
- 4 受注者 福岡県飯塚市潤野1133番地6
株式会社 サカヒラ
代表取締役 坂平 隆司
- 5 契約の方法 条件付き一般競争入札(総合評価落札方式)

提案理由

工事請負契約を締結するにあたり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び飯塚市議会の議決に付すべき契約に関する条例(平成18年飯塚市条例第56号)第2条の規定に基づき、本案を提出するものである。

工事請負議案資料

入札概要

工 事 名	幸袋交流センター建設工事
工 期	本契約として認められた日から令和 4年 9月30日まで
予 定 価 格 (A)	365,970,000 円 (うち消費税 33,270,000 円) (332,700,000 円 税抜)
低入札調査基準価格	336,251,300 円 (うち消費税 30,568,300 円) (305,683,000 円 税抜)
失 格 基 準 価 格	331,207,800 円 (うち消費税 30,109,800 円) (301,098,000 円 税抜)
落 札 額 (B)	336,251,300 円 (うち消費税 30,568,300 円) (305,683,000 円 税抜)
落 札 率 (B / A) (少数点第3位以下切捨)	91.87 %
落 札 者 名	株式会社サカヒラ
入 札 日	令和3年7月27日

条件付き一般競争入札(総合評価方式)

入札参加業者名	入札金額(税抜)	評価点	評価値	摘要
株式会社サカヒラ	305,683,000	119.80	39.190	落札
株式会社中村建設	305,683,000	111.05	36.328	
株式会社鈴木建設	305,683,000	109.70	35.886	
友信建設株式会社	305,683,000	116.40	38.078	
神崎建設株式会社	305,683,000	115.30	37.718	
三協技建株式会社	305,683,000	104.50	34.185	

評価値：技術評価点(標準点+加算点)/入札金額×定数(100,000,000)
(小数点以下第4位を切り捨て、第3位まで表記)

工事請負議案資料

工 事 名 幸袋交流センター建設工事

工 期 本契約として認められた日から 令和4年9月30日まで

施 設 概 要 交流センター 鉄筋コンクリート造2階建

延床面積 980.97 m² 1棟

倉庫 軽量鉄骨造平屋建

延床面積 14.71 m² × 3棟 = 44.13 m²

駐輪場 アルミ合金造平屋建

延床面積 17.18 m² 1棟

カーポート アルミ合金造平屋建

延床面積 25.45 m² 1棟

外部仕上表

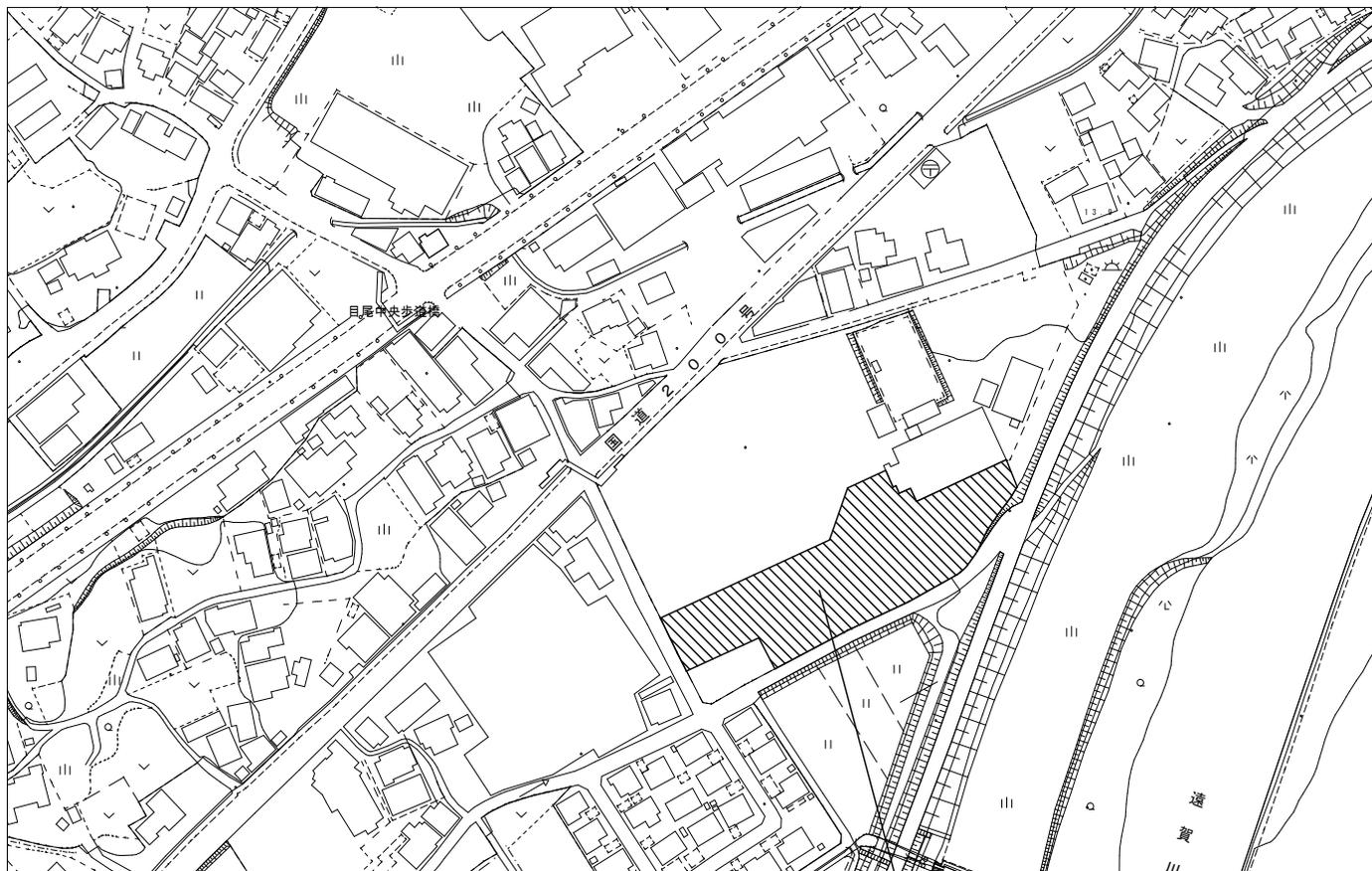
外 壁	磁器質タイル張り コンクリート打放し+複層塗材 RE
屋 根	アスファルト防水+保護コンクリート
建 具	アルミ建具・スチール建具・ステンレス建具

内部仕上表 (主要居室)

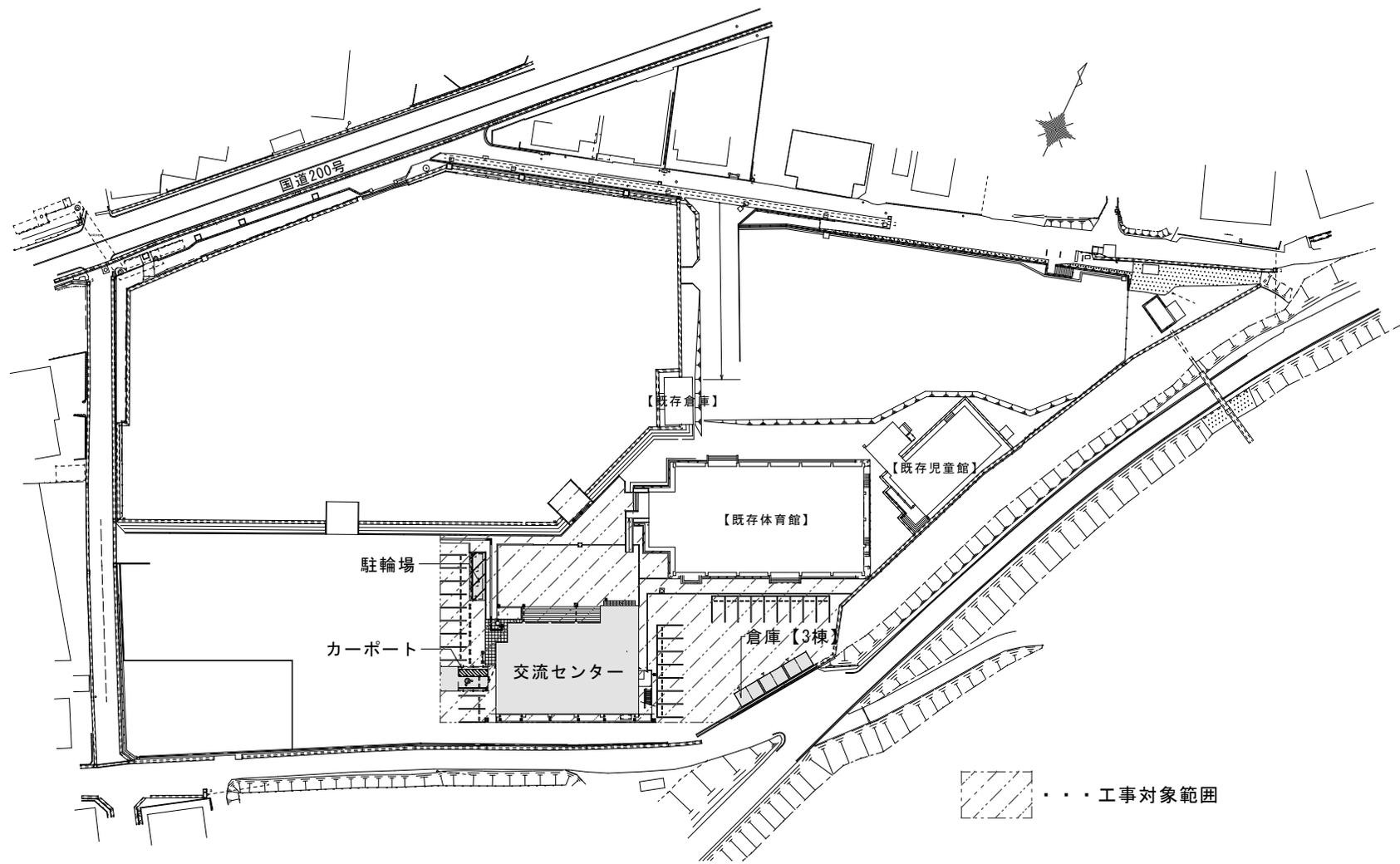
室 名	床	壁	天 井
便所(男)(女) (共通)	ビニル床シート貼	化粧ケイ酸カルシウム板	化粧石膏ボード
多目的便所	ビニル床シート貼	化粧ケイ酸カルシウム板	化粧石膏ボード
風除室	磁器質タイル	磁器質タイル	ロックウール化粧吸音板
ホール	磁器質タイル	壁部：ビニルクロス 腰壁：不燃化粧板	ロックウール化粧吸音板 ビニルクロス
E Vホール	ビニル床シート貼	ビニルクロス	ロックウール化粧吸音板
学習コーナー	ビニル床シート貼	壁部：ビニルクロス 腰壁：不燃化粧板	ロックウール化粧吸音板
キッズ スペース	タイルカーペット	壁部：ビニルクロス 腰壁：不燃化粧板	ビニルクロス
展示スペース	ビニル床シート貼	E P 塗り	E P 塗り
授乳室	ビニル床シート貼	ビニルクロス	ビニルクロス

研修室	ビニル床シート貼	壁部：有孔ケイ酸カルシウム板・E P 塗り 腰壁：不燃化粧板	ロックウール化粧吸音板
倉庫・書庫 (共通)	ビニル床シート貼	E P 塗り	化粧石膏ボード
廊下 (共通)	ビニル床シート貼	ビニルクロス	ロックウール化粧吸音板
事務室	タイルカーペット	E P 塗り	ロックウール化粧吸音板
印刷室	タイルカーペット	E P 塗り	化粧石膏ボード
給湯室	ビニル床シート貼	E P 塗り	E P 塗り
大研修室	ビニル床シート貼	壁部：ビニルクロス 腰壁：不燃化粧板	ロックウール化粧吸音板
調理実習室	ビニル床シート貼	E P 塗り (一部)キッチンパネル貼	E P 塗り
和室 (共通)	畳	ビニルクロス	ビニルクロス
給湯室 (和室)	ビニル床シート貼	E P 塗り	E P 塗り
階段	ビニル床シート貼	ビニルクロス	ロックウール化粧吸音板

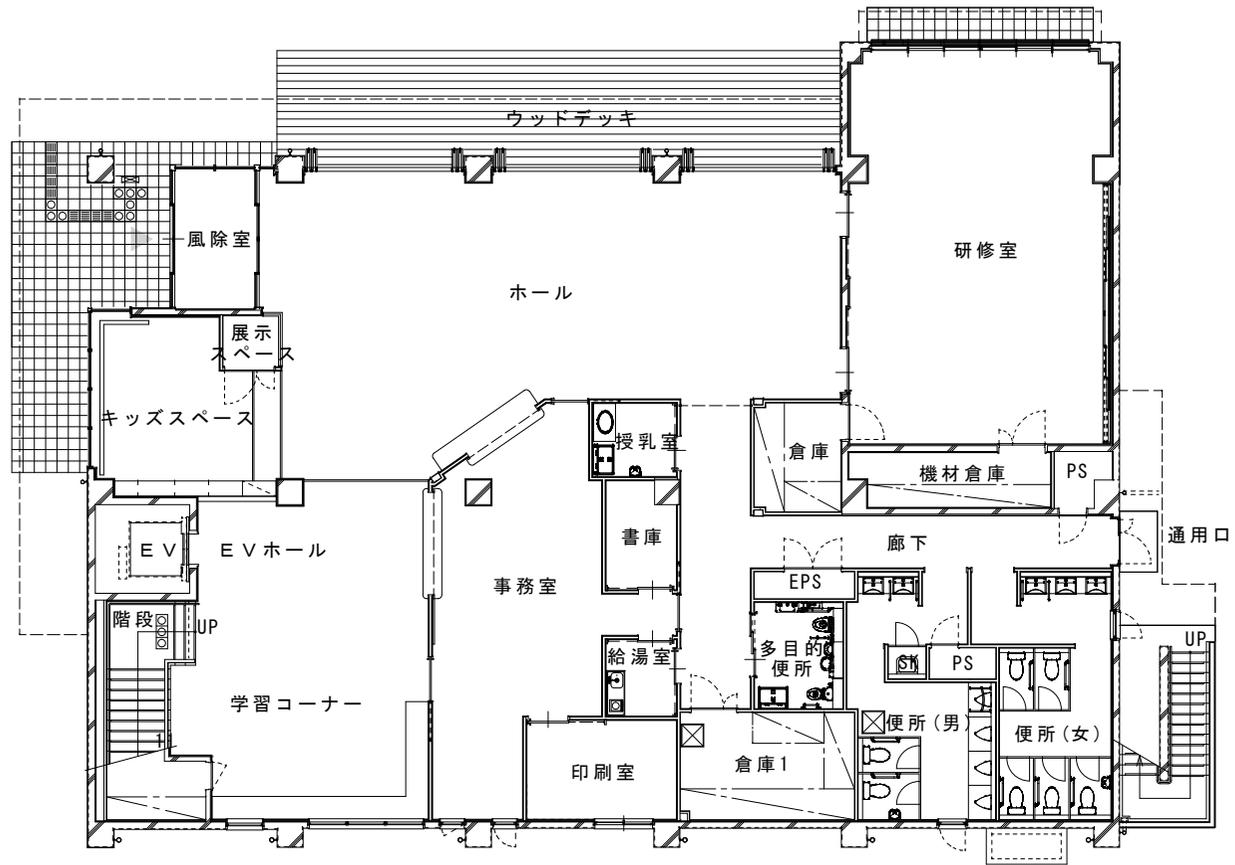
付近見取図



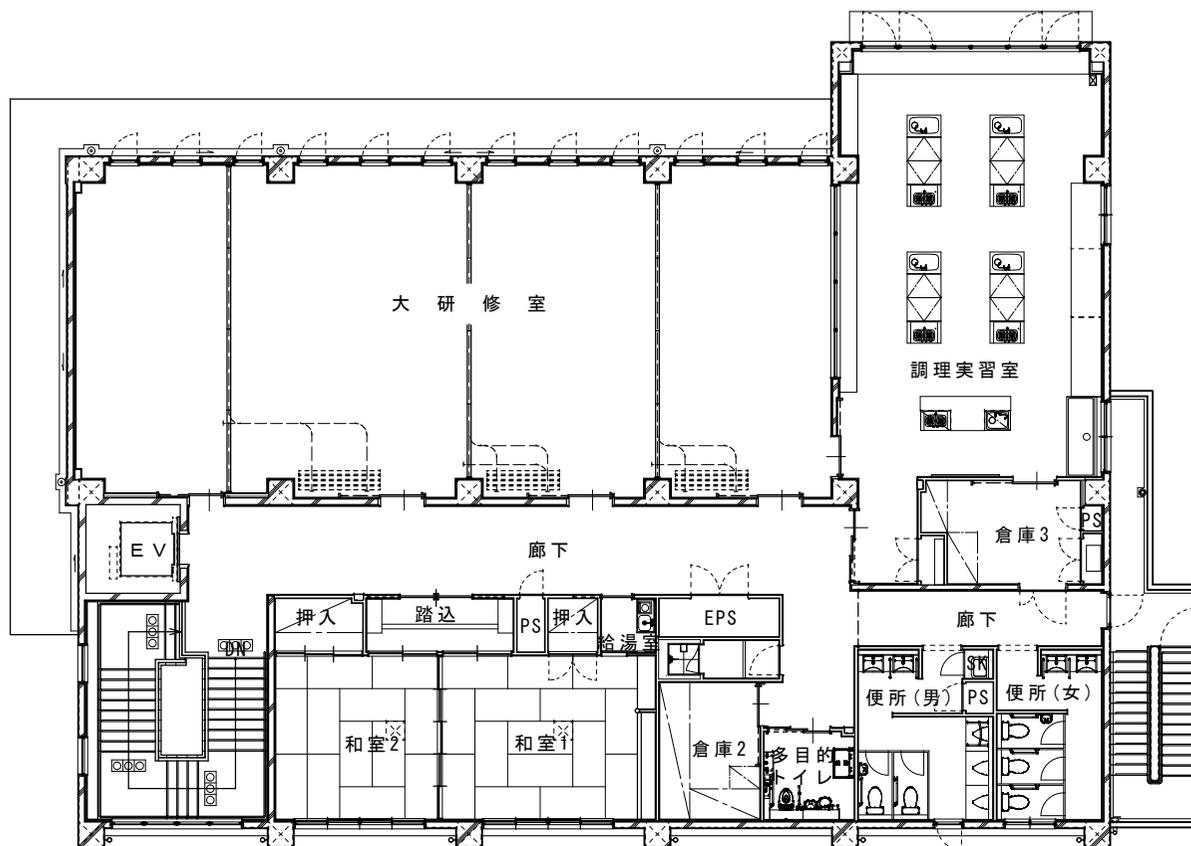
工事場所



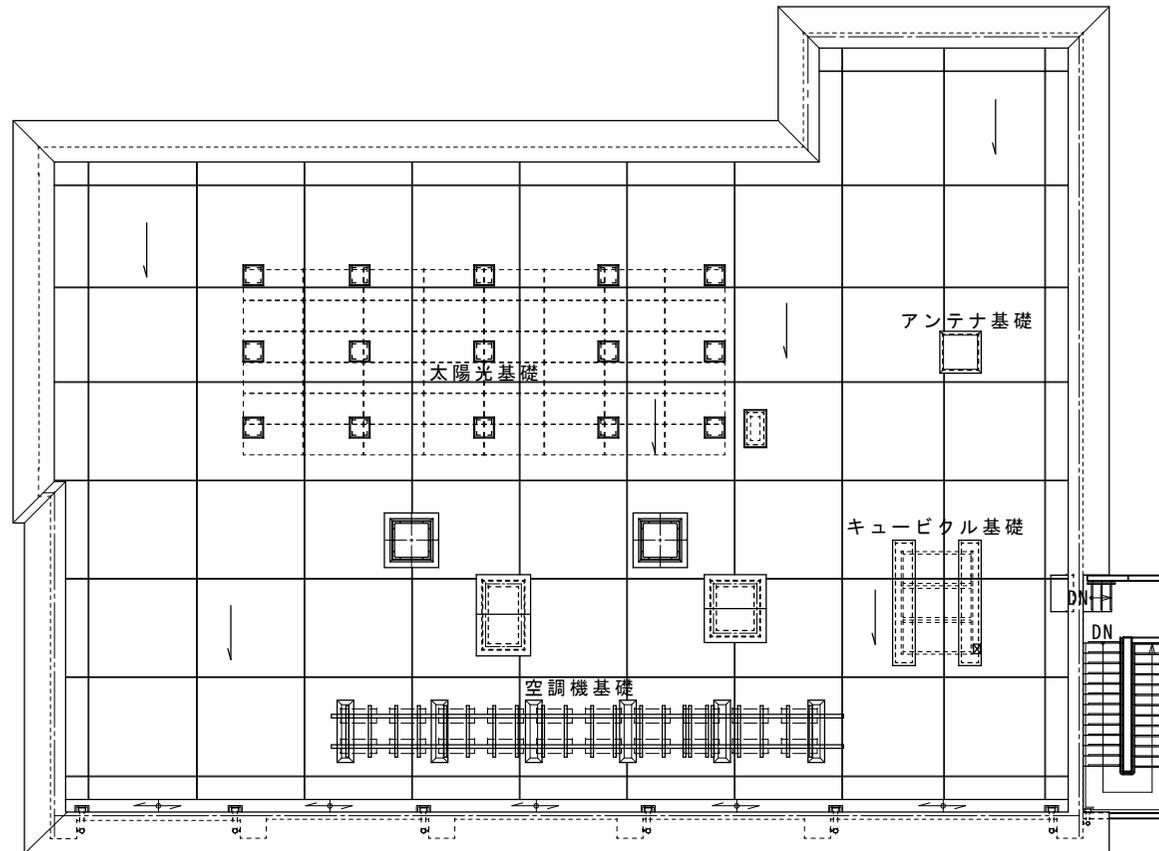
配置図



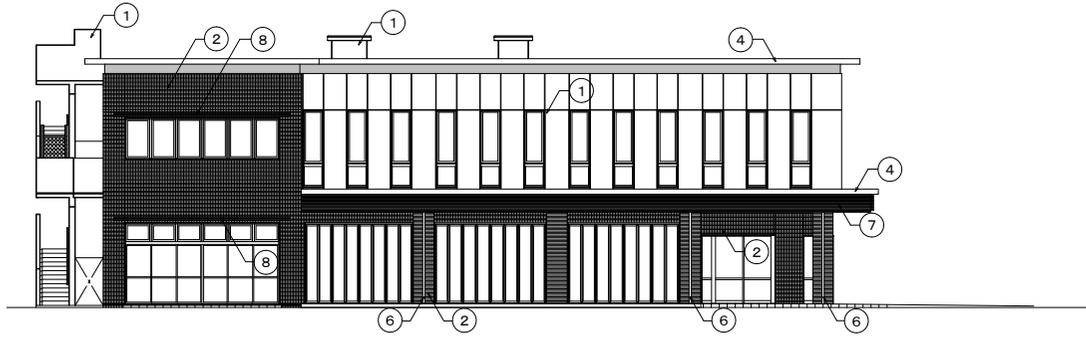
1 階平面図



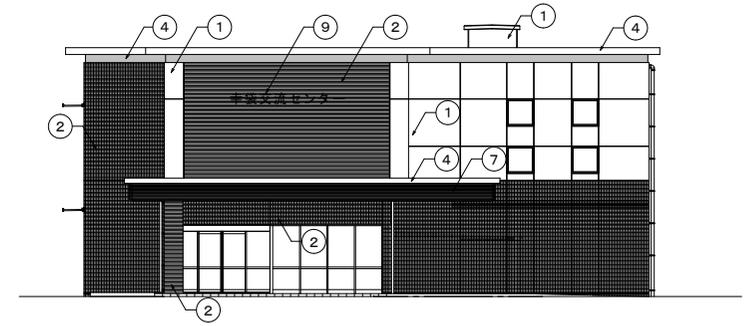
2 階平面図



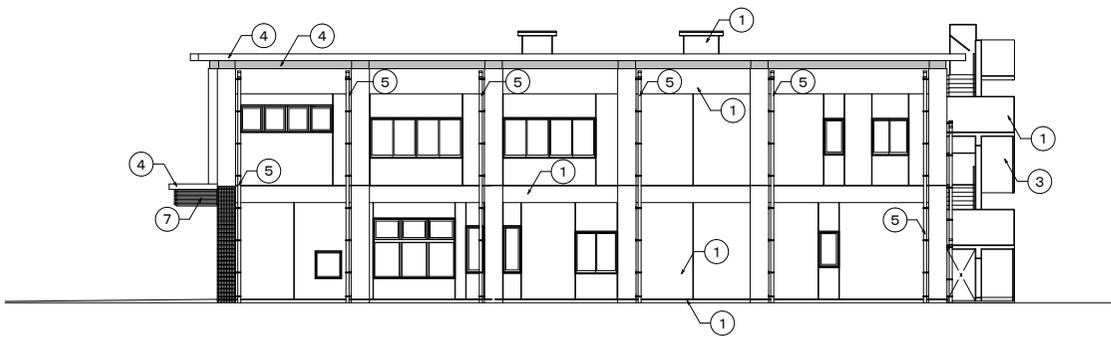
屋上平面図



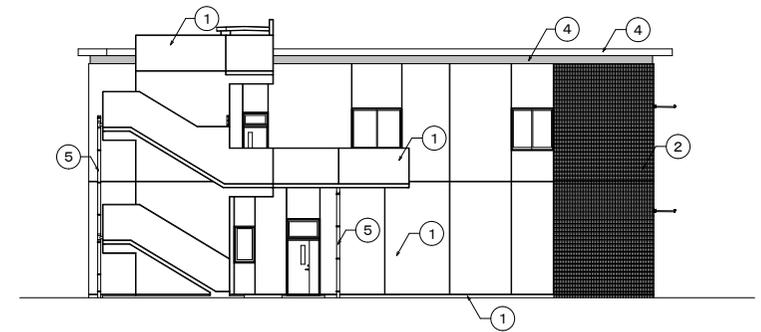
北側立面図



西側立面図



南側立面図



東側立面図

① 複層塗材RE	⑥ 縦樋：アルミカラー(φ75)
② 磁器質タイル張り	⑦ アルミ製ルーバー
③ 外装薄塗材E	⑧ アルミ製庇
④ DP塗り(フッ素樹脂塗装)	⑨ ステンレス箱文字(500×500)
⑤ 縦樋：VPカラー(φ100, φ75)	

土地の処分(地方卸売市場跡地)

次の普通財産を処分するものとする。

令和3年9月2日提出

飯塚市長 片 峯 誠

- 1 所在地 飯塚市菰田西三丁目1番1外20筆
- 2 地 目 宅地
- 3 処分面積 55,285.02平方メートル
- 4 処分価格 2,100,000,000円
- 5 処分の相手方
住 所 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号
名 称 株式会社イズミ
代表取締役 山西 泰明

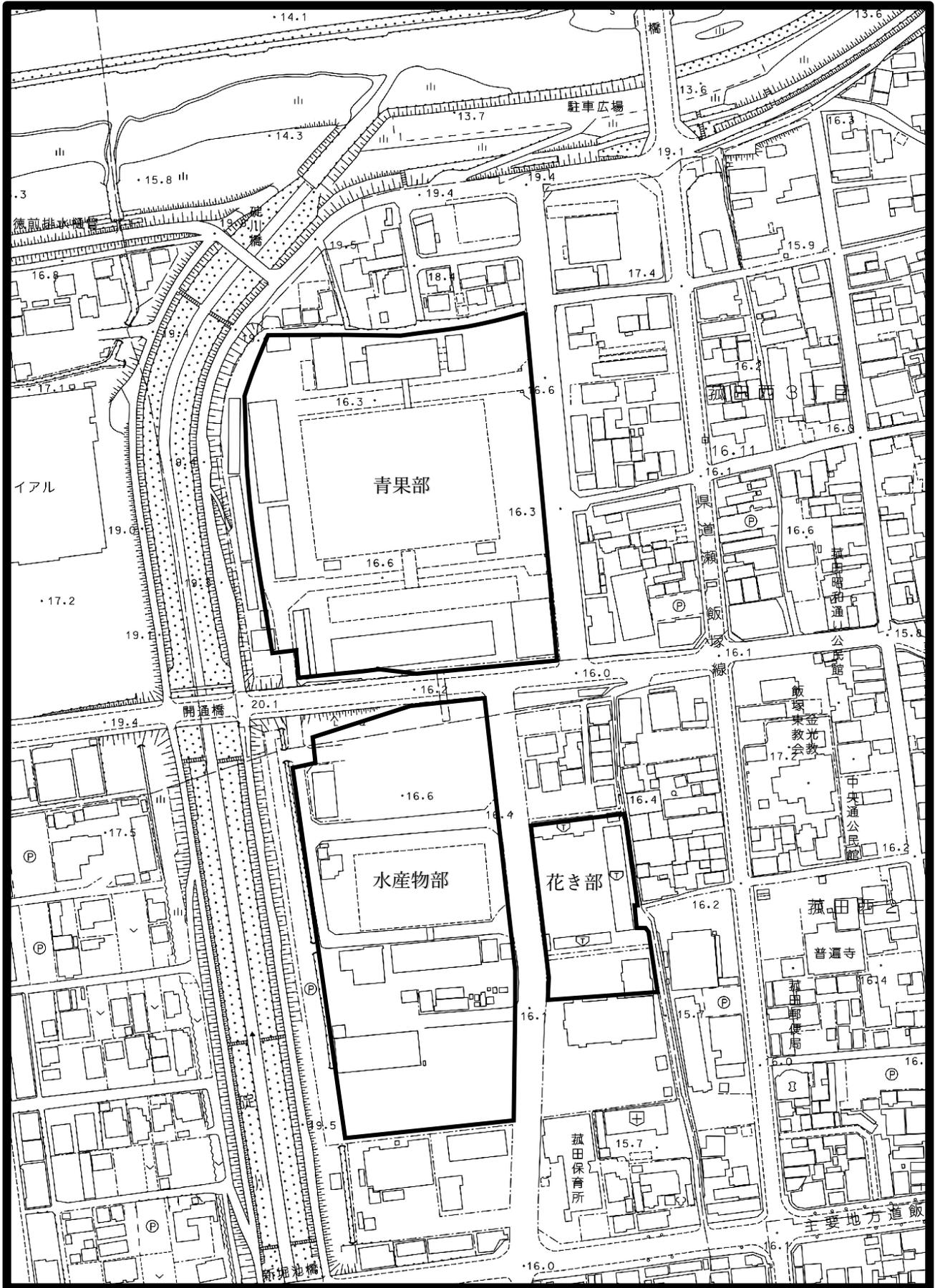
提案理由

この普通財産を大型商業等施設用地敷として、株式会社イズミに処分するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号及び飯塚市議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例(平成18年飯塚市条例第57号)第2条の規定に基づき、本案を提出するものである。

処分する財産の明細表

所 在 地	台帳地目	実測面積(m ²)
飯塚市菰田西三丁目1番1	宅 地	27,294.59
飯塚市菰田西三丁目30番4	宅 地	113.76
飯塚市菰田西三丁目30番5	宅 地	7.87
飯塚市菰田西二丁目6番3	宅 地	202.41
飯塚市菰田西二丁目6番7	宅 地	37.67
飯塚市菰田西二丁目8番4	宅 地	698.23
飯塚市菰田西二丁目8番5	宅 地	114.85
飯塚市堀池字田附23番1	宅 地	1,503.69
飯塚市堀池字黒田29番1	宅 地	1,932.05
飯塚市堀池字黒田29番30	宅 地	189.71
飯塚市堀池字阿城31番1	宅 地	9,100.00
飯塚市堀池字阿城31番2	宅 地	621.04
飯塚市堀池字風呂町37番1	宅 地	7,684.00
飯塚市堀池字風呂町41番2	宅 地	207.76
飯塚市堀池字風呂町42番2	宅 地	29.65
飯塚市堀池字風呂町44番2	宅 地	395.54
飯塚市堀池字田附25番4	宅 地	2,440.92
飯塚市堀池字田附26番3	宅 地	10.76
飯塚市堀池字田附26番4	宅 地	4.95
飯塚市堀池字黒田29番2	宅 地	2,692.23
飯塚市堀池608番5	宅 地	3.34
合 計		55,285.02

位置図（地方卸売市場跡地）



飯塚市過疎地域持続的発展計画を定めること

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第8条第1項の規定に基づき、別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和3年9月2日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

令和3年4月に「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行されたことに伴い、過疎地域に指定された筑穂地域と潁田地域の持続的発展を図るため、本案を提出するものである。

指定管理者の指定(飯塚市穂波福祉総合センター)

公の施設の指定管理者について、次のとおり指定する。

令和3年9月2日提出

飯塚市長 片 峯 誠

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

飯塚市穂波福祉総合センター

2 指定管理者となる団体

団体名 株式会社 トキワビル商会

代表者 代表取締役 斎藤 正宏

所在地 福岡県飯塚市花瀬32番地1

3 指定管理者に管理を行わせようとする期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日

4 選定の方法及び理由

飯塚市指定管理者選定委員会において、申請団体の提出書類、提案内容等を審査し、次に掲げる事項について評価を行い、指定管理者の候補となる団体として選定した。

- (1) 指定管理施設の利用に関し不当な差別的取扱いが行なわれるおそれがないこと。
- (2) 事業計画が、指定管理施設の設置目的に即した適切なものであること。
- (3) 指定管理施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 指定管理施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。

提案理由

公の施設の指定管理者の指定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。

指定管理者指定議案資料

1 施設の概要

施設名称 飯塚市穂波福祉総合センター

所在地 飯塚市枝国402番地100

開設時期 平成16年6月1日

規模構造・施設内容

敷地面積 7,848.16㎡

延床面積 3,123.89㎡

規模構造 鉄筋コンクリート造(一部2階建て)

施設内容 浴室：大浴槽2、小浴槽(ジャグジー)2、家族風呂1

研修室等：多目的ホール、生涯学習室1・2、研修室1・2、

調理室、検診室、トレーニングルーム、大広間

その他の付属施設：第1駐車場、第2駐車場

業務内容

施設の運営に関する業務

施設の管理に関する業務

施設の維持及び保守に関する業務

2 指定管理者となる団体の概要

設立年月日 昭和56年6月15日

主な提案業務内容及び事業計画

(1) 指定管理者業務実績

飯塚市穂波福祉総合センター

飯塚市リサイクルプラザ工房棟「エコ工房」

他市温浴施設等9施設

(2) 施設運営

設置目的に沿ったサービスの提供

利用しやすい施設環境整備

アンケート等による利用者ニーズの把握と改善

自主事業(健康・福祉事業)の強化

地域住民等との連携や協働

(3) 施設管理

管理経費の縮減と、環境に配慮した省エネルギーへの注力
日常及び法定点検等による清潔且つ快適な施設環境の提供
適正な人員配置と職員研修の実施
安全管理対策の徹底

3 公募及び選定の概要

(1)公募・非公募の別

公募

(2)地域要件設定の有無

地域要件未設定

(3)応募団体数

1団体

4 募集時点での指定管理料上限額(単年度)

47,298千円(消費税及び地方消費税を含む。消費税率10%で積算)

5 選定評価結果

団体名等	選定評価点数 (800点中)
団体名 株式会社 トキワビル商会 代表者 代表取締役 斎藤 正宏 所在地 福岡県飯塚市花瀬32番地1	540点

指定管理者の指定(飯塚市文化会館)

公の施設の指定管理者について、次のとおり指定する。

令和3年9月2日提出

飯塚市長 片 峯 誠

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

飯塚市文化会館

2 指定管理者となる団体

団体名 公益財団法人 飯塚市教育文化振興事業団

代表者 理事長 前田 精一

所在地 福岡県飯塚市飯塚14番66号

3 指定管理者に管理を行わせようとする期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日

4 選定の方法及び理由

飯塚市指定管理者選定委員会において、申請団体の提出書類、提案内容等を審査し、次に掲げる事項について評価を行い、指定管理者の候補となる団体として選定した。

- (1) 指定管理施設の利用に関し不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと。
- (2) 事業計画が、指定管理施設の設置目的に即した適切なものであること。
- (3) 指定管理施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 指定管理施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。

提案理由

公の施設の指定管理者の指定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。

指定管理者指定議案資料

1 施設の概要

施設名称 飯塚市文化会館

所在地 飯塚市飯塚14番66号

開設時期 平成4年1月11日

規模構造・施設内容

敷地面積 28,710m²

延床面積 17,455m²

構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨鉄筋コンクリート造
地上4階地下1階建

施設内容

ホール：大ホール(客席1,504席)、中ホール(客席582席)、展示ホール
会議室等：第1・第2・特別会議室、和室、リハーサル室、練習室
附属施設等：広場(面積1,808m²)、駐車場(収容台数147台)

業務内容

(1) 事業に関する業務

芸術文化事業等の実施

文化活動に対する支援・協力

文化活動に関する情報の収集及び提供等

(2) 施設の運営に関する業務

利用者へのサービスに関する業務

貸館に関する業務

(3) 施設の管理に関する業務

建築物の保守管理業務

設備の保守管理業務等

(4) その他の業務

飯塚文化会館駐車場の管理運営に関する業務

指定期間終了時の事務引継等

2 指定管理者となる団体の概要

設立年月日 平成3年3月28日

主な提案業務内容及び事業計画

(1) 適切な施設管理運営業務

文化芸術の拠点施設として、最良な状態での施設運営に努め、
安心・安全な環境づくりを行う。

(2) 貸館業務

貸館営業活動を強化し、地域文化振興に寄与する。

(3) 自主文化事業

鑑賞型事業(クラシックコンサート等)

参加育成型事業(少年少女合唱団等)

出前講座事業(市内小中学校、福祉施設での演奏会等)

情報発信事業(ホームページ、機関誌「秋桜散歩道」等)

3 非公募により選定を行った理由

市が出捐して設立した公益財団法人である飯塚市教育文化振興事業団と施設の関係が密接不可分にあり、団体の役割と施設の設置目的・機能が一致していることから、その団体が管理運営を行うことにより、安定的・効果的な施設運営が期待できること。また、その実績があること。

4 募集時点での指定管理料上限額(単年度)

令和4年度 86,102千円(消費税及び地方消費税を含む。)

令和5年度 138,158千円(消費税及び地方消費税を含む。)

令和6年度～令和8年度 137,826千円(消費税及び地方消費税を含む。)

5 選定評価結果

団体名等	選定評価点数 (875点中)
団体名 公益財団法人 飯塚市教育文化振興事業団 代表者 理事長 前田 精一 所在地 福岡県飯塚市飯塚14番66号	596点

市道路線の認定

次のとおり市道路線を認定するものとする。

令和3年9月2日提出

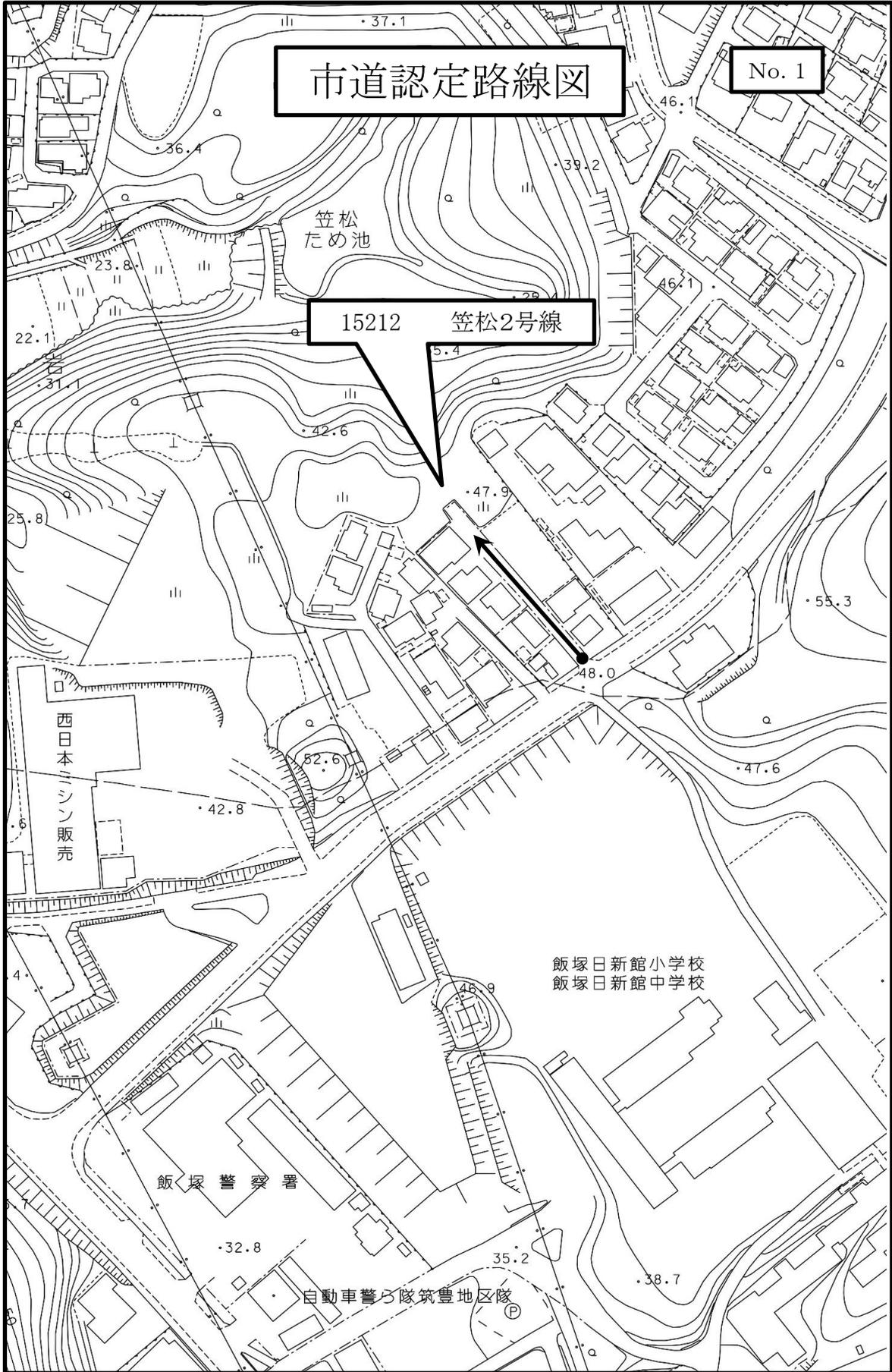
飯塚市長 片 峯 誠

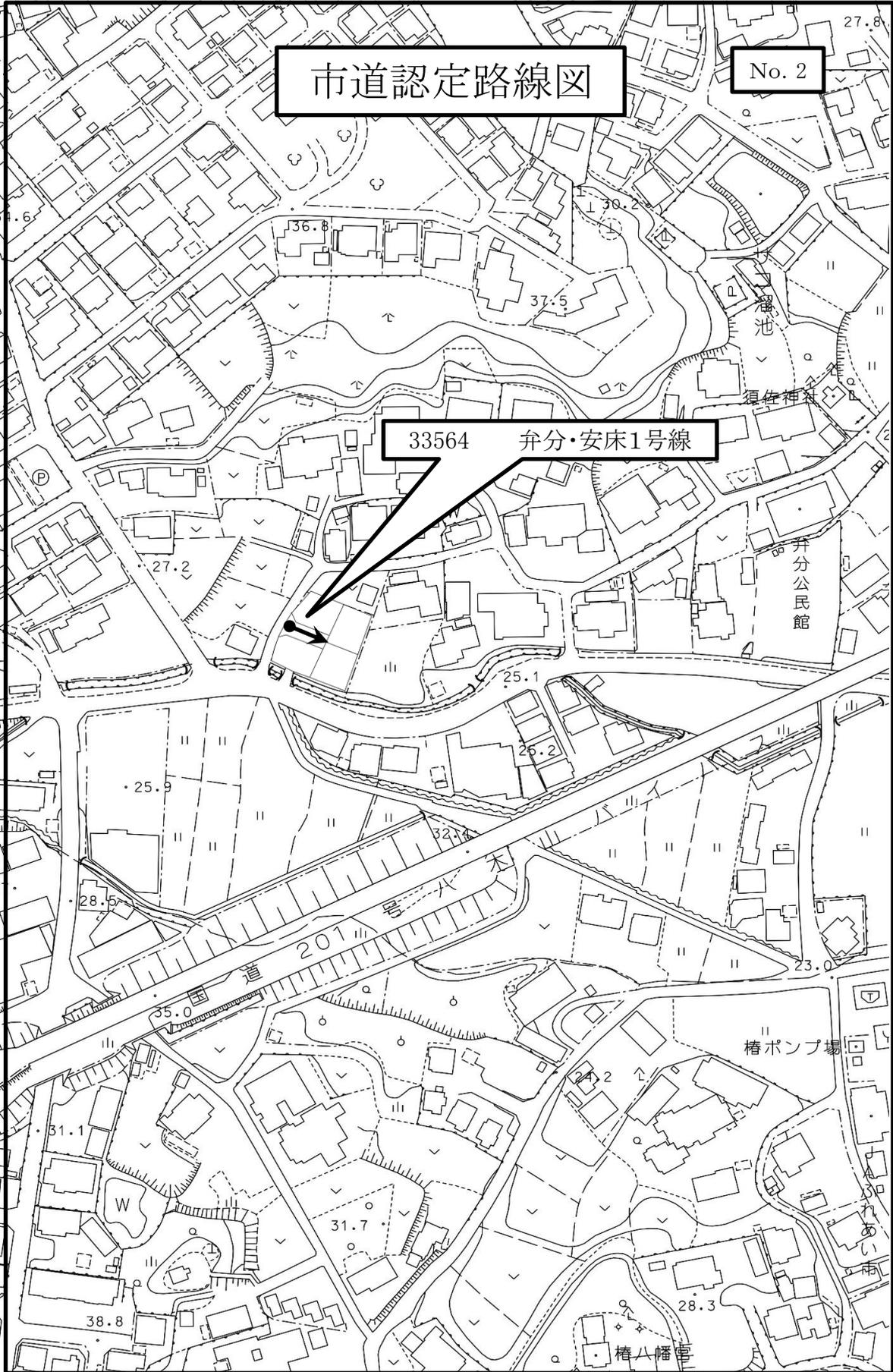
提案理由

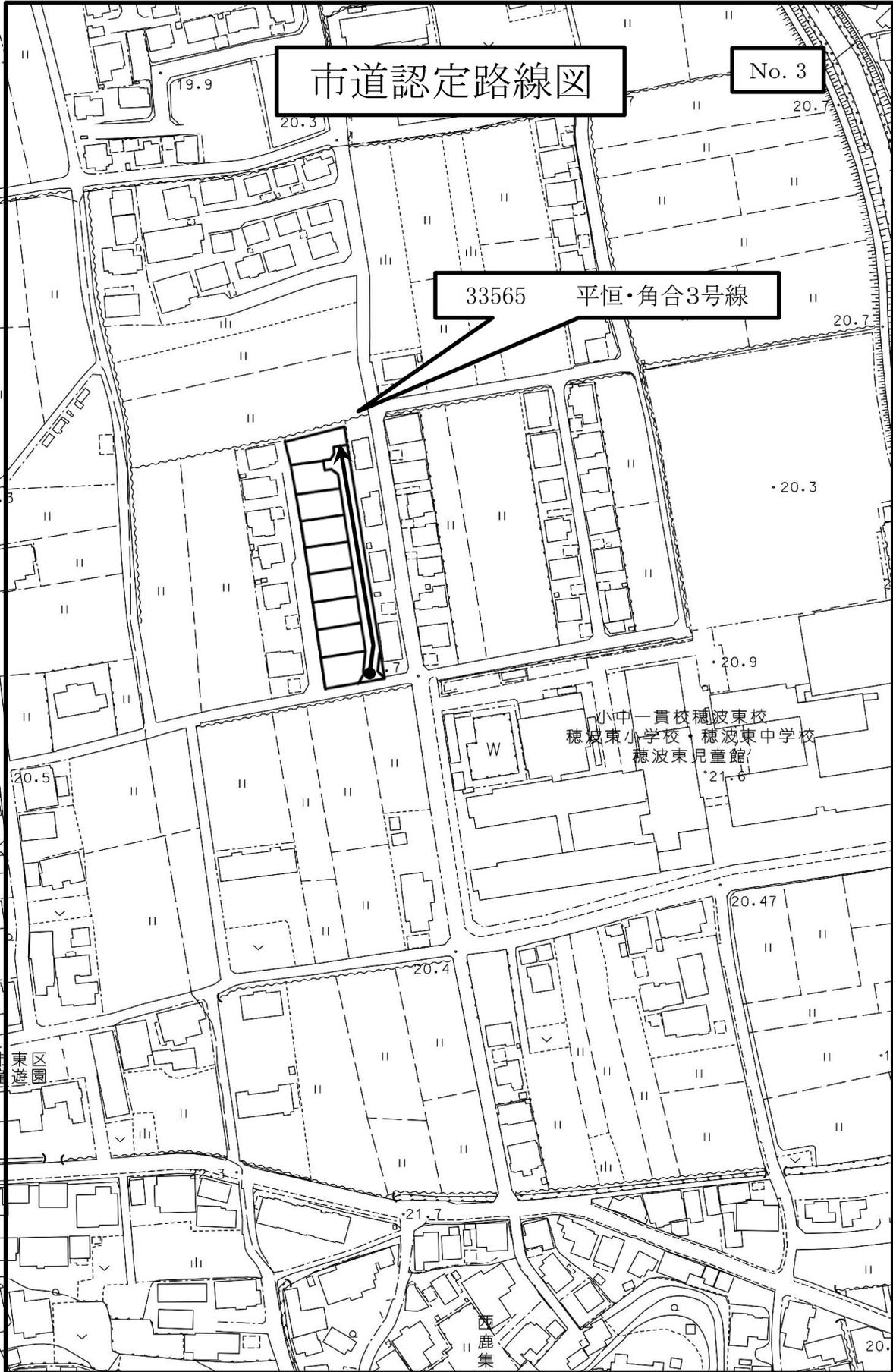
道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定に基づき市道路線を認定するにあたり、同条第2項の規定により議決を求めるものである。

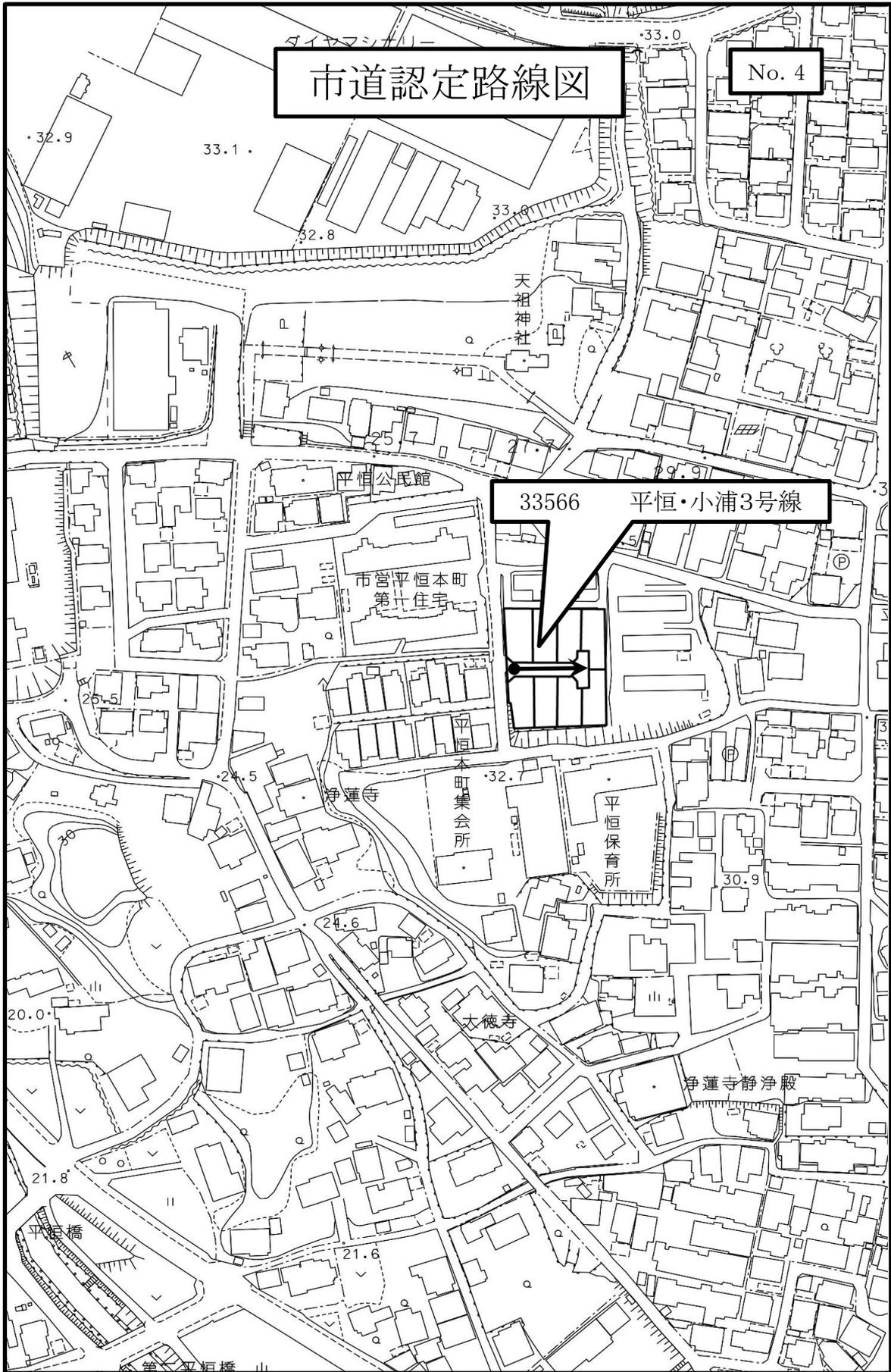
市道認定路線明細

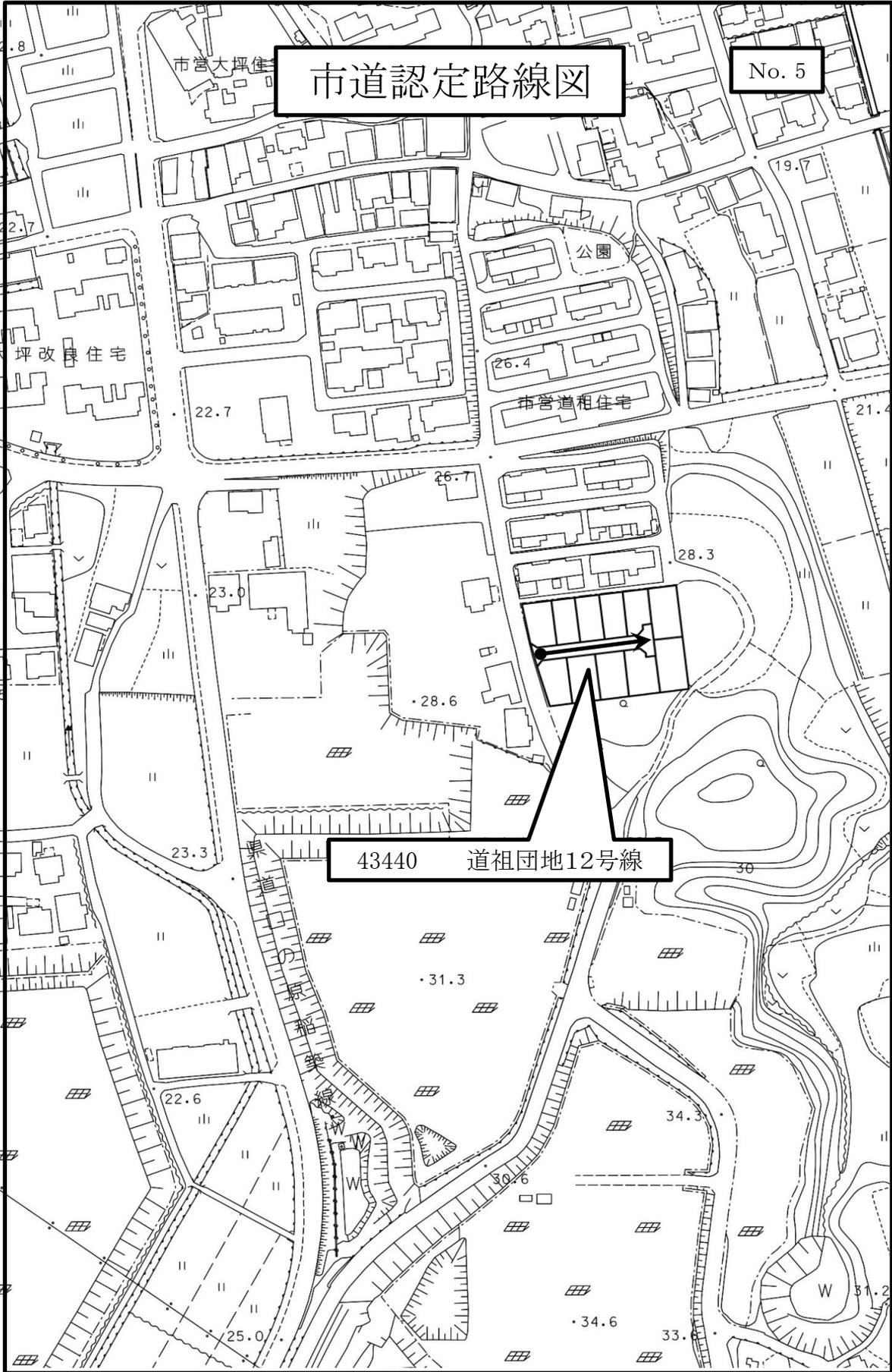
一連 番号	路線 番号	路線名	起点	終点	幅員 (m)	延長 (m)	図面 番号
1	15212	笠松 2 号線	立岩 2211-4 地先	立岩 1077-58 地先	5.9	56.2	No.1
2	33564	弁分・安床 1 号線	弁分 404-4 地先	弁分 404-1 地先	6.3	17.3	No.2
3	33565	平恒・角合 3 号線	平恒 1011-5 地先	平恒 1012-8 地先	6.4	94.2	No.3
4	33566	平恒・小浦 3 号線	平恒 209-111 地先	平恒 209-115 地先	6.2	33.8	No.4
5	43440	道祖団地 1 2 号線	綱分 1101-17 地先	綱分 1080-4 地先	6.8	50.0	No.5
				合 計		251.5	











令和2年度飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和2年度飯塚市一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年9月2日提出

飯塚市長 片 峯 誠

令和2年度飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和2年度飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年9月2日提出

飯塚市長 片 峯 誠

令和2年度飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和2年度飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年9月2日提出

飯塚市長 片 峯 誠

令和2年度飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和2年度飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年9月2日提出

飯塚市長 片 峯 誠

令和2年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和2年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年9月2日提出

飯塚市長 片 峯 誠

令和2年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和2年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年9月2日提出

飯塚市長 片 峯 誠

令和2年度飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和2年度飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年9月2日提出

飯塚市長 片 峯 誠

令和2年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和2年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年9月2日提出

飯塚市長 片 峯 誠

令和2年度飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和2年度飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年9月2日提出

飯塚市長 片 峯 誠

令和2年度飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和2年度飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年9月2日提出

飯塚市長 片 峯 誠

令和2年度飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和2年度飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年9月2日提出

飯塚市長 片 峯 誠

令和2年度飯塚市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和2年度飯塚市学校給食事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年9月2日提出

飯塚市長 片 峯 誠

令和2年度飯塚市水道事業会計決算の認定

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、令和2年度飯塚市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年9月2日提出

飯塚市長 片 峯 誠

令和2年度飯塚市工業用水道事業会計決算の認定

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、令和2年度飯塚市工業用水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年9月2日提出

飯塚市長 片 峯 誠

令和2年度飯塚市下水道事業会計決算の認定

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、令和2年度飯塚市下水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年9月2日提出

飯塚市長 片 峯 誠

令和2年度飯塚市立病院事業会計決算の認定

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、令和2年度飯塚市立病院事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年9月2日提出

飯塚市長 片 峯 誠

専決処分¹の報告(市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)

令和3年7月16日に地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年9月2日提出

飯塚市長 片 峯 誠

損害賠償の額 144,977円

1 事故発生の日時、場所

令和3年6月1日(火)午後2時15分頃

飯塚市花瀬地内 市道 北ヶ浦住宅3号線

2 事故の概要

相手方が浄化槽清掃作業中、清掃後の浄化槽に水を入れるため、浄化槽に向かってバックしていたところ、道路が陥没し、車両が左側後輪からはまり、リヤバンパー及び各部品(バー、ナット、ボルト)を損傷させたもの。

3 損害の状況

物的損害 相手方 車両

リヤバンパー及び各部品(バー、ナット、ボルト)損傷

4 示談の内容

(1) 市は、相手方に対し損害賠償金144,977円を支払う。

(2) 双方は、本件事故について今後いかなる事情が発生しても、裁判上又は裁判外において、一切の異議申立て又は請求をしない。

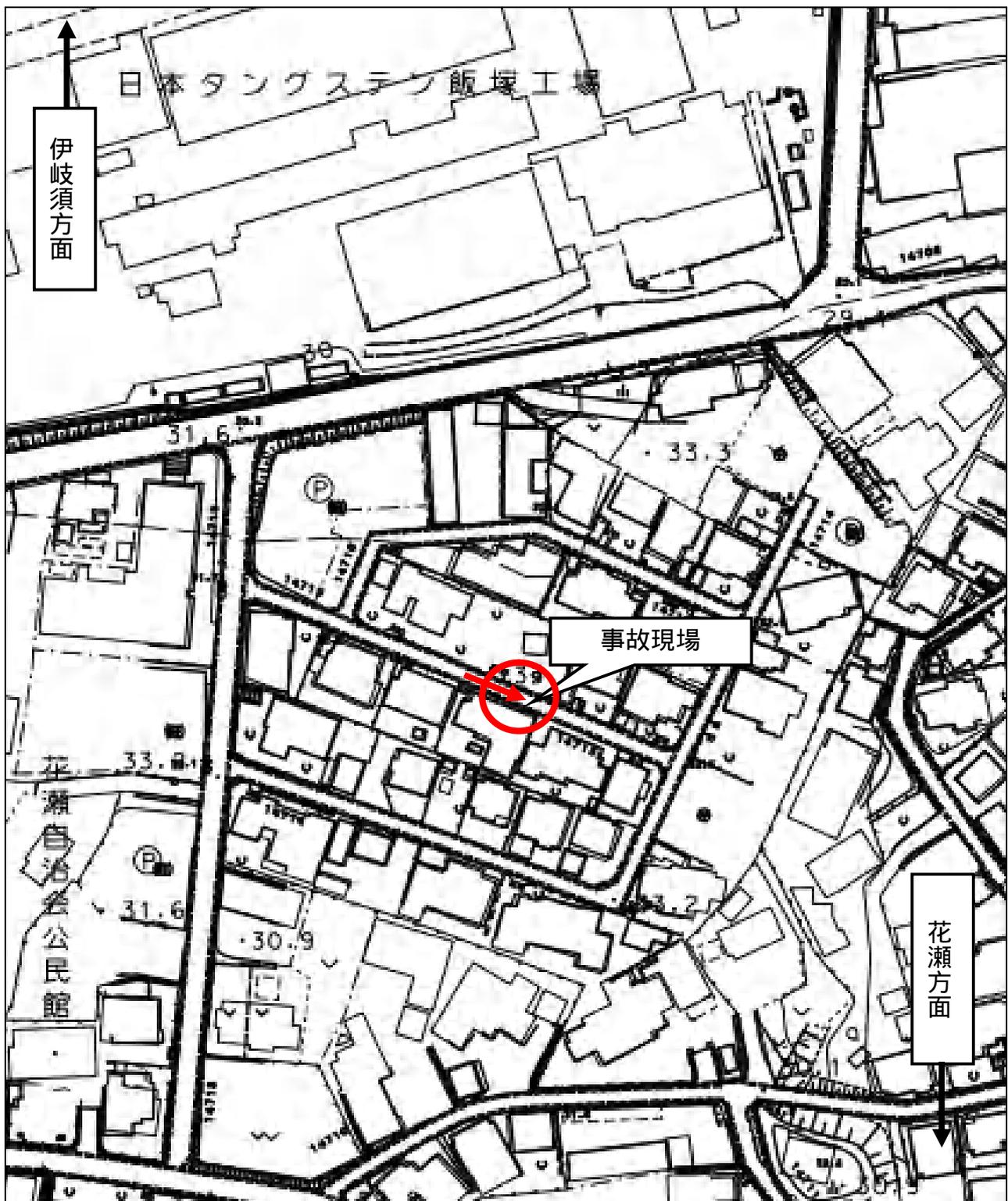
5 損害賠償額の内訳

修理費用額144,977円(市の過失割合100%)

6 事故現場見取図 別紙のとおり

事故現場見取図

飯塚市花瀬地内



専決処分の報告(交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)

令和3年8月10日に地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年9月2日提出

飯塚市長 片 峯 誠

損害賠償の額 200,200円

1 事故発生の日時、場所

令和3年6月23日(水) 午後3時38分頃

飯塚市堀池地内 文具のたまおき駐車場前(市道堀池・卸売団地3号線)

2 事故の概要

農業土木課職員が現場公務中に事務用品が必要となり文具のたまおきに行き、市道から店舗駐車場にバックで駐車中に車両を切り返した際、後方に気を取られ左前方の相手方車両の進行に気が付かず、相手方車両右後部と公用車左前部が接触し、双方の車両を損傷させたもの。

3 損害の状況

人身傷害 相手方 なし

市側 なし

物的損害 相手方 後方タイヤ上部フェンダー部分に接触傷

市側 前方左バンパーに接触傷

4 事故発生の原因

職員がバック駐車中に後方に気を取られ、切り返しの際に前方確認を怠り安全確認を十分に行わなかったことが原因である。

5 示談の内容

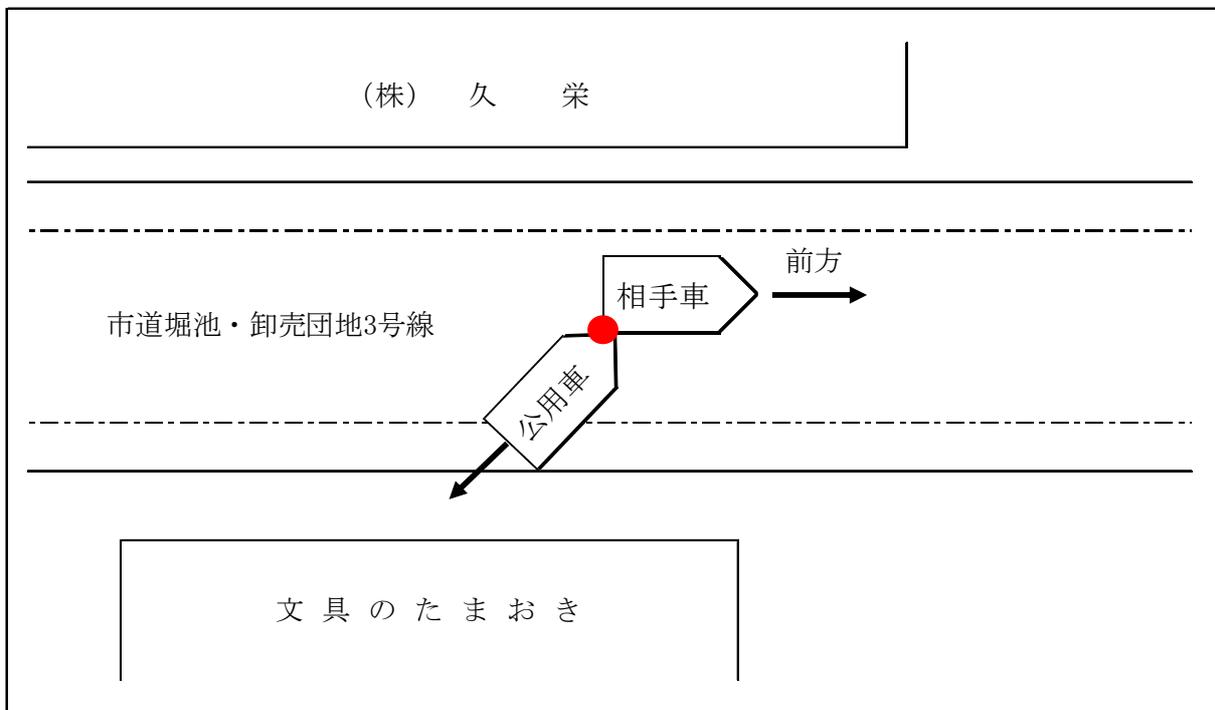
(1) この事故に係る過失割合は、市80%、相手方20%とする。

- (2) 双方の過失割合に基づき、市は、損害賠償額として200,200円を相手方に支払う。
- (3) 双方は、本件事故について今後いかなる事情が発生しても、裁判上又は裁判外において、一切の異議申立て又は請求をしない。

6 損害額及び賠償負担額(区分)

区 分		損 害 額	負 担 区 分	
			市 過失割合 80%	相手方 過失割合 20%
相手方	修繕料	250,250 円	200,200 円	50,050 円

7 事故現場見取図



専決処分の報告(市民公園転倒事故に係る損害賠償の額
を定めること及びこれに伴う和解)

令和3年8月13日に地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、市民公園転倒事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年9月2日提出

飯塚市長 片 峯 誠

損害賠償の額 115,483円

1 事故発生日時、場所

令和2年4月5日(日)午後2時20分頃

飯塚市鯉田地内 市民公園の体育施設内

2 事故の概要

市民公園テニスコート付近において、歩道から新しく造成されたスロープ状の敷地を通り、市民公園内に入ろうとした際に、造成地から飛び出した木の根に足を引っ掛け転倒し、負傷したものの。

3 損害の状況

人身傷害 相手方 左膝蓋骨骨折

4 事故発生の原因

転倒原因となった木の根の撤去及びスロープ部分への侵入を防ぐための安全対策を怠ったことが原因である。

5 示談の内容

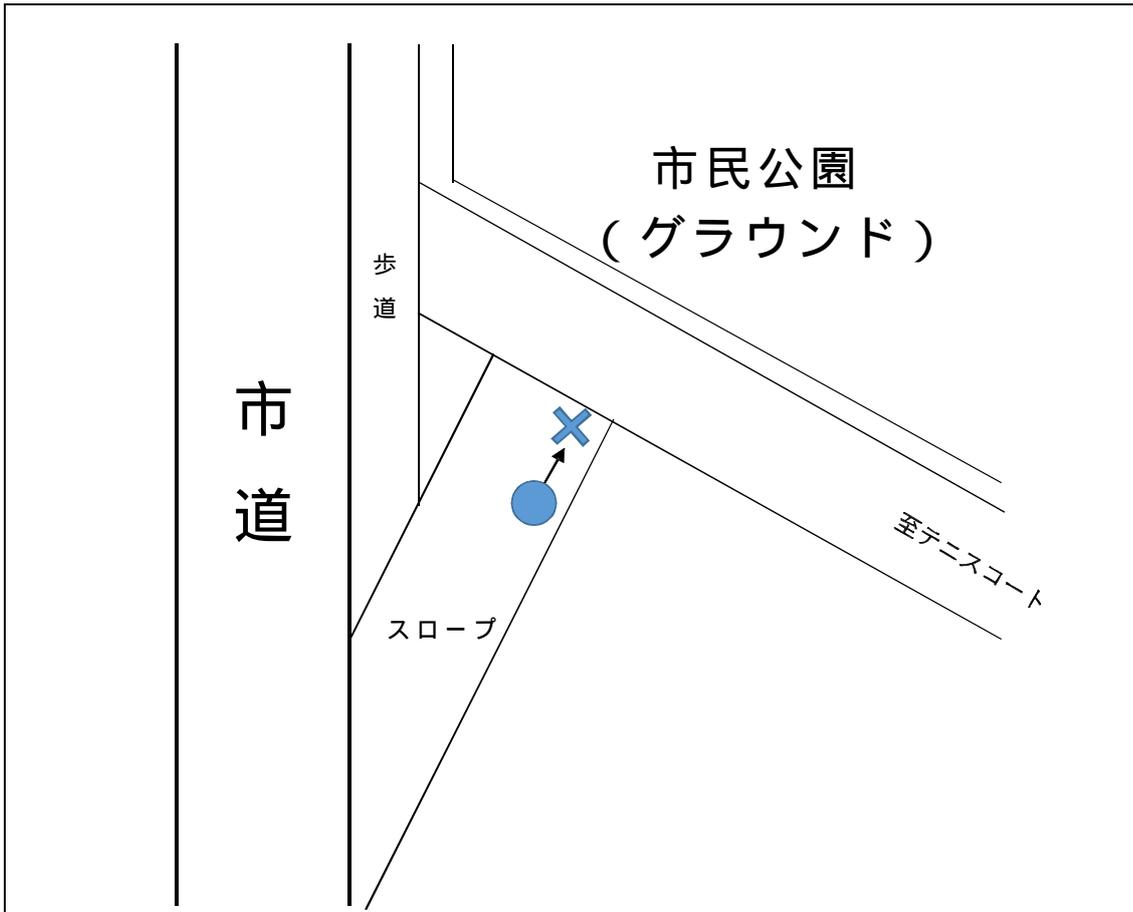
(1) 双方の過失割合に基づき、市は、損害賠償額として115,483円を相手方に支払う。

(2) 双方は、本件事故について今後いかなる事情が発生しても、裁判上又は裁判外においても一切異議申立て又は請求をしない。

6 損害賠償額の内訳

損害費用額1,154,826円のうち、市の過失割合10%、相手方90%とする。

7 事故現場見取図



専決処分の報告(市営住宅の管理上必要な訴えの提起)

令和3年8月13日に地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、市営住宅の管理上必要な訴えの提起について専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年9月2日提出

飯塚市長 片 峯 誠

建物明渡等請求事件

1 事件の概要

上三緒団地住宅居住の1名(40月575,700円滞納)、新二瀬住宅居住の1名(39月736,400円滞納)、幸袋池田住宅居住の1名(25月637,800円滞納)、平恒本町第一住宅居住の1名(27月655,800円滞納)、新立団地住宅居住の1名(56月940,100円滞納)の計5名については、長期間市営住宅使用料を滞納し、催告したにもかかわらず納入せず、また、協議のための呼出しにも応じない。

このため、福岡地方裁判所飯塚支部に市営住宅の明渡し等の訴えを提起したものである。

2 被告に対する請求

- (1) 市営住宅の明渡し
- (2) 未払市営住宅使用料の支払
- (3) 賃貸借契約解除の日から明渡しの日までの損害金の支払
- (4) 訴訟費用(当該裁判に係る諸費用)の支払

専決処分の報告(市営住宅の管理上必要な和解の申立て)

令和3年8月13日に地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、市営住宅の管理上必要な和解の申立てについて専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年9月2日提出

飯塚市長 片 峯 誠

家賃等請求和解申立事件

1 事件の概要

明星寺住宅居住の1名(45月799,700円滞納)、幸袋西町住宅居住の1名(37月640,400円滞納)、穎田中央団地住宅居住の1名(36月479,400円滞納)の計3名については、市営住宅使用料を滞納し催告したにもかかわらず納入しなかったため、契約解除を通知したところ、態度を改め和解の意思を示した。

このため、飯塚簡易裁判所に和解を申し立てたものである。

2 和解条件

- (1) 滞納市営住宅使用料を分割し、毎月支払
- (2) 今後の市営住宅使用料について毎月納期限までに支払
- (3) 分割納入を2回怠った場合又は市営住宅使用料の支払を通算して3月分以上怠った場合は、市営住宅を明け渡し、市営住宅使用料(滞納分含む。)全額を即座に支払

継続費精算報告書の報告(令和2年度 飯塚市一般会計)

令和2年度飯塚市一般会計継続費の精算を地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第145条第2項の規定により報告する。

令和3年9月2日提出

飯塚市長 片 峯 誠

令和2年度 継続費精算報告書(一般会計)

(単位:円)

款	項	事業名	年度	全体計画				実績				比較						
				年割額	左の財源内訳			年割額	左の財源内訳			年割額	左の財源内訳					
					特定財源				特定財源				特定財源					
					一般財源	一般財源	一般財源		一般財源	一般財源	一般財源		一般財源					
国県支出金	地方債	その他	国県支出金	地方債	その他	国県支出金	地方債	その他										
7	商工費	2 商工費 筑豊ハイツ 再整備事業	平成30	696,941,000		625,600,000		71,341,000	629,946,000		562,500,000		67,446,000	△ 66,995,000	0	△ 63,100,000	0	△ 3,895,000
			令和元	803,824,000		739,900,000		63,924,000	838,384,020		755,400,000		82,984,020	34,560,020	0	15,500,000	0	19,060,020
			令和2					0	3,168,000		3,000,000		168,000	3,168,000	0	3,000,000	0	168,000
			計	1,500,765,000	0	1,365,500,000	0	135,265,000	1,471,498,020	0	1,320,900,000	0	150,598,020	△ 29,266,980	0	△ 44,600,000	0	15,333,020

継続費精算報告書の報告(令和2年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計)

令和2年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計継続費の精算を地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第145条第2項の規定により報告する。

令和3年9月2日提出

飯塚市長 片 峯 誠

令和2年度 継続費精算報告書(地方卸売市場事業特別会計)

(単位：円)

款	項	事業名	年度	全体計画					実績					比較					
				年割額	左の財源内訳			年割額	左の財源内訳			年割額	左の財源内訳			年割額	左の財源内訳		
					特定財源				特定財源				特定財源				特定財源		
					国県支出金	地方債	その他		一般財源	国県支出金	地方債		その他	一般財源	国県支出金		地方債	その他	一般財源
1 地方卸売市場費	2 施設整備費	新地方卸売市場整備事業	令和元	1,515,098,000		1,513,900,000		1,198,000	1,268,850,000		1,268,800,000		50,000	△ 246,248,000	0	△ 245,100,000	0	△ 1,148,000	
			令和2	2,275,983,000	934,249,000	1,341,700,000		34,000	1,984,958,900	888,164,000	1,096,700,000		94,900	△ 291,024,100	△ 46,085,000	△ 245,000,000	0	60,900	
			計	3,791,081,000	934,249,000	2,855,600,000	0	1,232,000	3,253,808,900	888,164,000	2,365,500,000	0	144,900	△ 537,272,100	△ 46,085,000	△ 490,100,000	0	△ 1,087,100	

令和2年度健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、令和2年度健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和3年9月2提出

飯塚市長 片 峯 誠

健全化判断比率

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和2年度算定値	-	-	6.0	12.2
早期健全化基準	11.68	16.68	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は「-」で表示

公営企業の資金不足比率

(単位：%)

	資金不足比率
飯塚市水道事業会計	-
飯塚市工業用水道事業会計	-
飯塚市立病院事業会計	-
飯塚市下水道事業会計	-
飯塚市地方卸売市場事業特別会計	-
飯塚市農業集落排水事業特別会計	-
飯塚市工業用地造成事業特別会計	-

資金不足額がない場合は「-」で表示